

平成 25 年度消費生活相談員等レベルアップ研修業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「長野県企画部生活文化課消費生活室」が発注する「平成 25 年度消費生活相談員等レベルアップ研修業務」を受注する業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めたものです。

1 目的

県及び市町村の消費生活センターまたは消費生活相談窓口で一定の経験年数を有する消費生活相談員等を対象に、消費生活相談に必要な個別分野の詳細な知識の習得などを図るとともに、苦情処理のあっせんに対応できる実務的な研修を実施し、消費者相談の充実を図ります。

2 委託する業務の内容

本業務の仕様書は別添 1 のとおりです。

3 委託期間

契約締結日から平成 26 年 2 月 20 日（木）まで

4 委託概算額

2,808,750 円（消費税込み、上限金額）

5 契約書（案）

別添 2 のとおりです。

6 委託契約候補者の選定

本業務の委託契約候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

業務受託を希望される方は、プロポーザルに参加し、以下のとおり提案を行ってください。提案内容等について審査の上、最も優れた企画及び研修実施能力を有すると認められる者を委託契約候補者とします。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用はすべて参加者の負担になります。

7 プロポーザルに関する手続き

(1) 参加申込書の提出

プロポーザルへの参加を希望する方は、「公募型プロポーザル参加申込書」（要領様式第 1 号）を次のとおり提出してください。

ア 提出期限 平成 25 年 8 月 5 日（月） 午後 5 時（必着）

イ 提出方法

郵送、持参、FAX 又は電子メールのいずれかの方法により、長野県企画部生活文化課消費生活室（連絡先は 9 を参照）まで提出してください。なお、FAX 及び電子メールでの提出の場合は必ず電話で着信・到達の確認をお願いします。

また、参加申し込みを表明された場合であっても、契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができます。

(2) プロポーザル参加の条件

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされたものでないこと

イ 7 の (1) の参加申込書の提出期限の日において長野県総務部長から、「管理その

- 他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと
- ウ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと
- エ 長野県企画部消費生活室で行う打ち合わせに常時参加できる体制を取れる者であること
- オ 消費生活相談又はそれに類似する業務に携わる人材の研修業務について実績があること
- カ 契約締結時点で法人格を有すること

(3) 説明会の開催

プロポーザル参加申込者に対して、次のとおり説明会を開催します。なお、説明会を欠席した場合には、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

- ア 日 時 平成 25 年 8 月 7 日 (水) 午後 1 時 30 分から
- イ 場 所 長野県長野消費生活センター 教室 (住所は 9 を参照)
- ウ 費 用 説明会参加のための交通費等の諸費用は参加者の負担になります。

(4) 応募に関する質問

提案書の作成に関する質疑については、以下の手順により受け付けます。

- ア 受付期限 平成 25 年 8 月 9 日 (金) 午後 5 時まで
- イ 質問様式 様式は任意としますが、以下の事項を明記してください。
- ・ 件名は「平成 25 年度消費生活相談員等レベルアップ研修業務に関する質問」としてください。
 - ・ 質問者の会社・団体名、所在地、部署名、担当者名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載してください。
 - ・ 提案書の審査に係る質問には回答できません。

ウ 送付方法

郵送、持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法により、長野県企画部生活文化課消費生活室(連絡先は9を参照)まで提出してください。なお、FAX及び電子メールでの提出の場合は必ず電話で着信・到達の確認をお願いします。

エ 回答方法

質問者及び説明会参加者全員に対して、原則として電子メールにより回答します。

(5) 提案の方法

プロポーザル参加者は、要領様式第2号に提案書及び必要書類を添えて、次のとおり提出してください。

ア 提出書類

(ア) 提案書(要領様式第3号)

基本的な考え方

研修を実施するに当たり、別添1の「仕様書」の「3 実施に当たっての基本方針」をどのように反映させるのかがわかるように御提案ください。(A4判2枚以内)

また、研修業務の実施体制図を任意の様式(A4判1枚以内)に作成し添付してください。

(イ) 研修日程(案)及び講師候補

別添1の「仕様書」の5の(1)の研修内容を組み込んだ日程(案)及び研修の講師候補を記載した一覧表を任意の様式(A4判1枚以内)に作成し御提出ください。

※各講師候補の略歴及び消費生活相談員等への講義実績がわかる資料(A4判5枚程度)を添付してください。

- (ウ) 経費見積書（要領様式第4号）
- (エ) 過去の同種又は類似の業務実績書（要領様式第5号）
- (オ) 会社概要やパンフレット（写しでも可）

イ 提出部数及び提出方法

- (ア) 提案書と添付書類等すべて6部（原本1部、コピー5部）提出してください。
 - ・要領様式第2号は1部の提出で構いません。
- (イ) 郵送又は持参により提出してください。

ウ 提出された提案書等の取扱い

- (ア) 提出された提案書等は返却いたしません。
- (イ) 提出された提案書等は提案者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成します。
- (ウ) 提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認められません。

エ 提出先 長野県企画部生活文化課消費生活室

オ 提出期限 平成25年8月27日（火） 午後5時

(6) 委託候補者の選定

- ア 委託候補者の選定は、「平成25年度消費生活相談員等レベルアップ研修業務 委託先選定審査会」における審査によって行います。
- イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーションを行い、仕様書の「実施に当たっての基本方針」を前提として、別表の「審査の観点」により行います。
- ウ 審査は2段階に分けて行います。一次審査（書類審査）で一定数の者を選定し、その中から二次審査（プレゼンテーション審査）で委託候補者の1者を選定します。
 - なお、プロポーザル参加者が一定数を超えなかった場合は一次審査は行いません。
- エ 二次審査の日時（平成25年9月3日（火）を予定）は、一次審査の通過者に対して別途御連絡します。
- オ 二次審査の際に資料を追加することはできません。
- カ 二次審査では、提出いただいた提案書、研修日程（案）及び講師候補並びに過去の同種又は類似の業務実績の説明を行っていただきます。
- キ 提出書類等に虚偽の記載をした場合には、提案は無効になります。
- ク 選定結果については、別途文書で通知します。
- ケ 非選定者の方は、前項の通知をした日の翌日から起算して10日以内に、県企画部生活文化課消費生活室に対して書面（任意様式）により、非選定理由について説明を求めることができます。回答は、説明を求める書面を県消費生活室が受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に行います。

8 委託候補者の選定後の手続き

県は、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に定める随意契約の手続きにより、上記7の（6）で選定された委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して委託契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。

なお、契約にあたっては、提案内容をもとに細部について県消費生活室と打ち合わせを行います。

9 提案書等の提出先、問い合わせ先

〒380-0936

長野市大字中御所字岡田 98-1

（長野保健福祉事務所庁舎1階）

長野県企画部生活文化課消費生活室 相談啓発係

（長野県長野消費生活センター）

担当者 逢沢正文 (室長)、阿部明子、菅沼 淳

電 話 026-223-6770

F A X 026-223-6771

Eメールアドレス shohi@pref.nagano.lg.jp

(別表)

委託候補者を選定する際の審査の観点

提出区分	審査の観点
提案書 【基本的な考え方】	○消費生活相談員等への研修の考え方や効果的な研修を具体化するための企画力は優れているか。 ○研修の円滑な運営のための体制が見込まれるか。
研修日程（案）及び講師候補	○効果的な研修が見込める日程になっているか。 ○研修効果の高い講師が選ばれているか。
添付書類等 【経費見積書】 【過去の同種又は類似の業務実績書】 【会社概要等】	○業務の実施に必要な経費が適切に見積もられ、研修の内容、効果等から見て適切な範囲内であるか。 ○研修の運営を円滑かつ効果的に行うことが見込まれるか。